

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、仕様書等（仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（契約書及び仕様書等を内容とする電力供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の契約期間において、仕様書等に基づき甲が使用する電気を安定的に供給するものとし、甲は、当該電気の料金を支払うものとする。
- 3 この契約を履行するために必要な一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、個人情報の保護に関する特記事項を遵守するとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 乙は、甲の承諾を得ずに、仕様書等を第三者に閲覧させ、又は複写させてはならない。
- 6 この契約書に定める催告、請求、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の計算については、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによる。

(権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の保証)

- 第3条 甲は、乙に対してこの契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付させることができる。ただし、第3号の場合においては保証書、第4号の場合においては履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社等の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約代金額（予定使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た額に基本料金額を加えて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算した額。以下この条、第21条及び第25条において同じ。）の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 甲は、乙がこの契約の履行を完了し、かつ、甲の検査に合格したとき又は第14条若しくは第19条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙の請求により契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）を返還する。
- 6 甲は、契約保証金について利息を付さない。

(単位及び端数処理)

- 第4条 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 2 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 3 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
- 4 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- 5 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

(使用電力量の計量)

- 第5条 乙は、仕様書等に特別な定めのある場合を除き、毎月末に計量器により使用電力量（前月の計量から当月の計量までの間の使用電力量をいう。）を計量して当該使用電力量を甲に報告し、甲は、これを検査するものとする。
- 2 計量器の故障又は乙の責めによって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、甲乙協議の上、使用電力量を算定するものとする。

(電気の料金の算定)

- 第6条 1 箇月の電気の料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金、取引に係る消費税及び地方消費税額の合計とする。
- 2 前項の基本料金は、別紙単価表に定める基本料金単価にそれぞれの需要場所の契約電力を乗じて得た額とする。ただし、月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り引いた額とし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割り増した額とする。
- 3 第1項の電力量料金は、別紙単価表に定める電力量料金単価に前条の規定により計量した使用電力量を乗じるものとする。
- 4 第1項の燃料費調整額は、燃料費の変動等により契約単価の調整が生じた場合は、甲乙協議の上改定する。ただし、東京電力エナジーパートナー株式会社が適用する燃料費調整額を超えない範囲で行う。
- 5 第1項の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- 6 その他仕様書等に定めのない事項については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める特定規模需要の標準供給条件に準じるものとし、必要に応じ甲乙協議の上定める。

(電気の料金の支払)

- 第7条 乙は、第5条の規定による検査の合格後、前条の規定により算定した電気の料金を甲に請求することができる。
- 2 乙は、甲の定める手続に従って書面により代金を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に、電気の料金を支払わなければならない。
- 4 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し支払金額に遅延防止法第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（その額が100円未満であるときは、遅延利息金を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。）を遅延利息金として支払うものとする。

(託送供給契約に係る費用の負担)

- 第8条 乙が一般送配電事業者との接続供給契約により電気の供給を行う場合は、乙と当該一般送配電事業者との間で締結する託送供給契約により生ずる費用は、乙が負担するものとする。また、仕様書に明示されていない事項であって、電気の供給上当然必要となるものについては、乙の負担で履行する。

(一般的損害等)

- 第9条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(監督)

- 第10条 甲は、必要があると認めたときは、立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(使用電力量の増減)

- 第11条 甲の使用電力量は、都合によって予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約内容の変更等)

- 第12条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。
- 2 前項の規定による契約内容の変更等により契約金額を変更するときは、甲乙協議の上定める。

(事情変更による契約内容の変更)

- 第13条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事態に基づく日本国内での経済事情の著しい変動により契約内容が著しく不相当であると認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。ただし、契約単価については、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める特定規模需要の標準供給条件が変更された場合には、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める特定規模需要の標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないものとする。

(協議解除)

- 第14条 甲は、次条又は第16条の規定によるほか、必要があると認めたときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、前項の規定による契約の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

(甲の催告による解除権)

- 第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 乙が指定期日までに契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が甲の監督又は検査の実施に当たり、正当な理由がなく職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (4) 乙が第18条又は第19条の規定によらずに契約の解除を申し出たとき。
- (5) この契約に関して、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (6) この契約に関して、乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に定める刑が確定したとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条 第15条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(乙の催告による解除権)

第18条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が変更前の2分の1以下に減少することとなるとき。
 - (2) 第12条の規定により甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (3) 甲がこの契約に違反し、これにより契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じたときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条又は前条第1項各号に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第21条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約代金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、次項に該当する場合を除き、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第15条又は第16条の規定により契約を解除した場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、履行の一部が第5条の検査に合格したときは、第1項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第1項に該当する場合において、第3条に規定する保証の納付が行われているときは、甲は、当該保証を第1項の違約金に充当することができる。

5 甲は、乙が第16条第3号に該当すること又は相当の理由によって契約の解除を申し出たときは、前4項の規定を適用しないことができる。

6 第1項の違約金は、第25条の規定による損害賠償の予定又はその一部と解さないものとする。

(乙の損害賠償請求等)

第22条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、

当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第19条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(長期継続契約の特例)

第23条 甲は、この契約が地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3に規定する長期継続契約に該当する場合において、2年度目以降における甲の歳入歳出予算について減額又は削減があったときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定による契約の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議の上定める。

(解除に伴う措置)

第24条 第14条から第16条まで、第18条、第19条又は前条の規定により契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、甲は、当該履行部分に相応する電気の料金を乙に支払わなければならない。

2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が乙の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合においては、履行場所等に乙が所有し、又は管理する物件があるときは当該物件を撤去するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は、甲の行った処分又は原状回復に異議を申し出ることができず、また、甲の行った処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項の規定により乙が採らなければならない措置の期限、方法等については、契約の解除が第15条又は第16条の規定によるときは甲が定め、第14条、第18条、第19条又は前条の規定によるときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害賠償の予定)

第25条 乙は、この契約に関して、第16条第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として、契約代金額の100分の10に相当する額を支払わなければならないものとし、この契約を履行した後も同様とする。ただし、同号に該当する場合において、乙の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、甲が超過分につき損害賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第26条 甲は、この契約により乙に対する金銭債権が生じたときは、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権その他の債権と相殺し、なお不足が生ずるときは、更に追徴する。

(消費税等)

第27条 税法の改正により消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率が変動した場合における消費税等の計算は、変動後の税率の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）以後は、変動後の税率による。ただし、適用開始日前又は税法に定める経過措置に該当する場合は、変動前の税率による。

(契約書を電磁的記録により作成する場合における契約の効力)

第28条 契約書を電磁的記録により作成する場合において、この契約は、甲及び乙が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）の措置を行った日にかかわらず、当該契約書の契約確定年月日の欄に記載する日に確定したものとみなし、当該日から効力を有するものとする。

(疑義の決定等)

第29条 この契約条項の解釈について疑義が生じたとき又は契約条項に定めない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

個人情報の保護に関する特記事項

(個人情報等の保護)

第1条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、個人情報等の保護に関する法令を遵守し、又はその趣旨を尊重して、個人情報等を適切に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務の従業者又は従業者であった者についても、前項の規定による義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第4条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（作業場所の報告）

第5条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の作業場所を甲に報告しなければならない。

（規定の整備）

第6条 乙は、個人情報等を適切に取り扱うため、安全管理に関する規定等を整備しなければならない。

（管理責任者等の報告）

第7条 乙は、甲の求めに応じ、個人情報等の取扱いに係る管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び作業従事者を定めなければならない。

2 乙は、甲の求めがあったときは、前項の管理責任者及び作業従事者を甲に報告しなければならない。

3 乙は、管理責任者及び作業従事者を変更しようとするときは、事前に甲に申し出、承諾を得なければならない。

4 管理責任者は、個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るとともに、仕様書等に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

5 作業従事者は、管理責任者の指示に従い、仕様書等に定める事項を遵守しなければならない。

（教育の実施）

第8条 乙は、作業従事者に対して適切な個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する教育を実施し、必要な知識を習得させるものとし、甲の求めがあったときは、その実施状況を報告しなければならない。

（再委託）

第9条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等の処理を自ら行い、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、再委託することが必要なときは、当該委託先の名称、委託内容、委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等について事前に書面等により甲に申請し、承諾を得なければならない。

3 乙は、再委託先に本契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（持出しの禁止）

第10条 乙は、この契約による業務に係る個人情報等を作業場所以外に持ち出してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11条 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等を、甲の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

（授受及び保管）

第12条 乙は、個人情報等の授受、保管及び管理について、安全管理上必要な措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故を防止しなければならない。

（個人情報等の返還及び廃棄）

第13条 乙は、この契約が終了したときは、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報等について、甲の指定した方法により返還し、又は廃棄しなければならない。

2 乙は、この契約による業務において利用する個人情報等を廃棄するときは、廃棄日時、廃棄方法、廃棄場所等を記載した書面等により甲に報告しなければならない。

（立入調査）

第14条 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の処理に関して取り扱う個人情報等の管理状況等について、立入調査をすることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。

（報告義務）

- 第15条 乙は、甲の求めに応じ、書面等により個人情報等の管理状況、履行状況等について甲に報告しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するため収集し、又は作成した個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故があった場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 前項の報告義務は、この契約が終了した後も同様とする。

(公表、損害賠償及び契約解除)

- 第16条 甲は、乙が第1条から前条までの規定に違反した場合は、その事実を公表することができる。
- 2 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条から前条までの規定に違反し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。乙の責めに帰すべき理由による個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等の事故により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。
- 3 乙が、その責めに帰すべき事由により、この契約に違反したときは、甲は、この契約を解除することができる。

契約における暴力団等排除措置に関する特記事項

(総則)

- 第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(用語の定義)

- 第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲 発注者である文京区をいう。
- (2) 乙 文京区との契約の相手方をいう。乙が特定建設共同企業体、事業協同組合等であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう（この特約においては、暴力団員には暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）。
- (6) 不当介入 不正な利益を得る目的で暴力団関係者が行う行為で、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求、妨害その他契約内容の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。
- (7) 法人の役員又は使用人 個人事業主、法人の代表者及び法人の役員（役員として登記し、又は届出されていないが、実質上経営に関与している者を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者並びに直接雇用契約を締結している正社員をいう。

(乙が暴力団関係者であった場合の甲の解除権)

- 第3条 甲は、乙が各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- (1) 法人の役員又は使用人が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (2) 法人の役員又は使用人が業務に関し、不正に財産上の利益を図るため又は第三者に損害を加えるために暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (3) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員に対して、直接若しくは間接的に金銭、物品その他の財産上の利益を与え、便宜を供与し、又は暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。
- (4) 法人の役員又は使用人が暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員又は使用人が下請契約、資材及び原材料の購入契約等に当たり、その契約の相手方が前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約したと認められるとき。
- 2 乙が前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。

(暴力団等を排除するための連携)

- 第4条 甲及び乙は、警察と連携し、この契約に不当介入しようとする暴力団及び暴力団関係者を排除するために必要な情報交換又は捜査協力等を行うものとする。

(不当介入を受けた場合の措置)

- 第5条 乙は、この契約の履行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本契約に関して、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受けた場合は、き然として拒否し、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出ること。
- (2) 下請負人又は再受託者がある場合において、当該下請負人又は再受託者が暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け

たときは、き然として拒否し、乙に速やかに報告するとともに、警察に届け出るよう当該下請負人又は再受託者を指導すること。